

## 1. 当社の確認

手続きが、  
代表者様の場合は、代表者様氏名  
委任者様の場合は委任者様氏名を記入してください。

私こと、\_\_\_\_\_ [氏名をタイプすること。以下、本宣誓書の「宣誓者」といいます。]は、本宣誓書をもって、当社の本店又は主たる事務所の名称及び所在地が以下であることを宣誓いたします。

**社名、本社住所**

---

私こと、宣誓者は、さらに、自らが以下のいずれかに該当することを宣誓いたします[以下のいずれかをチェックすること]。

代表者様が手続きを行う場合はこちらにチェックをお願い致します。

(i)取締役—当社代表者 次のリンク先：<https://www1.touki.or.jp/service/index.html> に記載される当社の登記情報に反映される、代表権限を有する取締役として登記された代表者  
当社の登記情報の真実かつ正確なハードコピーもまた、本宣誓書において提供されます。

又は

委任者様が手続きを行う場合はこちらにチェックをお願い致します。

(ii)権限を有する、取締役でない当社代表者 当社の取締役として登記されていないが、当社により授権され、かつ、委任状を付与された者[\*注：権限を有する取締役でない代表者が本第(ii)項に従い本宣誓書を締結した場合、当社の日本国内の拠点に対して、電話サービスに係る顧客の同意書及び／もしくは請求書のハードコピーが書留郵便により送付されます。日本国内の拠点とは、本店または営業所をいいます。この郵送は、転送不要郵便として行われます。当社の日本国内の営業所（本店所在地ではないオフィスを指します。）への送付の場合、宣誓者は、かかる営業所の住所が記載された納税証明書、社会保険料領収書、又は公共料金領収書のいずれかの写しを提供するものとします。]

私こと、宣誓者は、当社の登記書類の真実かつ正確な写しを提供いたします。当該情報は、日本の「登記情報提供サービス」（登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる、一般財団法人民事法務協会によるサービス）においても閲覧することができ、次のリンク先でもアクセス可能です：<https://www1.touki.or.jp/service/index.html>

2. 当社代表者の本人確認 宣誓者は、(i)Zoom のウェブミーティングに出席し、当該ミーティングにおいて本人確認書類の原本を提示し、かつ、(ii)その本人確認書類の写真（原本の写しは認められません。）を当社に提供するものとします。本人確認書類は、以下のいずれか一つとします。

- 運転免許証
- マイナンバーカード（すなわち、保有者に個別に割り当てられた識別番号が記載された、政府が発行するカード）
- パスポート（パスポートの場合、保有者の住所が記載されていなければなりません。）
- 政府機関が発行したその他の書類のうち、本人の氏名、住所、生年月日及び顔写真が記載されているもの。かかる書類は、原本（写しは認められません。）でなければならないことにご留意ください。

## 3. 取引目的の確認

\*確認書類は、それぞれの有効期間内に提出されなければなりません（かかる書類は、例えば期間の満了した登記簿であってはなりません。）。また、有効期間を有しない書類の場合は、本宣誓書の締結日の直近6ヶ月以内に発行され（日付が明記され）たものでなければなりません。

## 顧客（以下「当社」といいます。）取引時確認宣誓書—Phone 日本

私こと、1.と同様 [氏名を挿入すること。以下「宣誓者」といいます。]は、本宣誓書をもって、当社による Zoom Phone の購入、及び／又は利用の目的は、Zoom Phone に係る契約の諸条件に従っており、適法な利用、適法な事業目的及び適法な事業の生産性のためであることを宣誓いたします。

### 4. 当社の事業活動の確認

私こと、1.と同様 [氏名を挿入すること。以下「宣誓者」といいます。]は、本宣誓書をもって、当社が適法な活動に従事する適法な事業体であることを宣誓いたします。私こと、宣誓者は、以下の真実かつ正確な写しを提供いたします。

- 当社の登記事項証明書及び定款
- 外国法域において設立された法人である場合は、以下の書類も認められます。(i)かかる法域の法律に従い発行された書類及び(ii)日本国が承認する外国政府が発行した書類又はこれに相当する書類であって、当社の事業について記載しているもの

### 5. 実質的支配者の確認

私こと、1.と同様 [氏名を挿入すること。以下「宣誓者」といいます。]は、本宣誓書をもって、自らが当社代表者であること、かつ、当社の実質的支配者である[当社の実質的支配者の身元（氏名・名称、生年月日（実質的支配者が自然人である場合に限る。）及び本店又は主たる事務所の所在地・住所）を確認の上、列挙すること。]の身元を確認する資格を有していることを宣誓いたします。

注：(i)顧客が、株式会社、投資法人及び特定目的会社を含む「資本多数決法人」である場合、法人を支配する目的で法人の議決権の 25%超を（直接的又は間接的に）保有するか、法人を支配する能力を有する個人（但し、法人の議決権の過半数を（直接的又は間接的に）保有するその他の個人が存在する場合を除きます。）(ii)第(i)項に定める「25%超」の基準が適用されない場合は、経営に支配的な影響力を及ぼす個人

私は、本宣誓書をもって、前述の事項が真実かつ正確であることを宣誓し、証明いたします。

### 当社の宣誓者

署名：1.と同様 日付：\_\_\_\_\_

氏名：1.と同様

当社の宣誓者及び権限を有する代表者として

\*確認書類は、それぞれの有効期間内に提出されなければなりません（かかる書類は、例えば期間の満了した登記簿であってはなりません。）。また、有効期間を有しない書類の場合は、本宣誓書の締結日の直近6ヶ月以内に発行され（日付が明記され）たものでなければなりません。